

奈良市総合計画プロポーザル審査委員会設置要領

(設置目的)

第1条 奈良市第4次総合計画作成業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性・公平性を確保するため、奈良市総合計画プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項の策定
- (2) 提案書を審査するための評価基準及び評価方法の策定
- (3) 提案書の審査
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する者
- (2) 都市整備部都市計画室長

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年8月10日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。